

## 県計画素案に対する県民の御意見(パブリックコメント)と対応案

番号	意見	対応案	対応担当課
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども(及び胎児・妊婦)の、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止策が必要。</li> <li>・子どもたちが利用する観覧場、運動施設、動物園、公園などでの禁煙規定が必要。</li> </ul>	改正健康増進法において、喫煙をする際の配慮義務として、喫煙禁止場所以外の場所であっても、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないとされており、素案に記載の「ホームページ等を活用した情報提供」に加え、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙を禁止された場所以外でも、周囲の状況に配慮しなければならない義務についての啓発」を追記します。	健康増進課
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの時からの禁煙教育、啓発が必要。</li> </ul>	素案に記載の「ホームページ等を活用した情報提供」に加え、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙を禁止された場所以外でも、周囲の状況に配慮しなければならない義務についての啓発」を追記します。	健康増進課
		素案に、「学校における、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進」として記載していましたが、「学習指導要領及び児童生徒の発達の段階に応じた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る保健指導・授業等の実施」など、具体的な内容について記載します。	保健体育課